

第185号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー9月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉



テレビ画面の破損に気を付けて！

テレビは一般家庭に広く普及しており、国内で年間 500 万台以上が出荷され、現在では液晶や有機 EL を用いた薄型タイプのテレビが主流となっています。国民生活センターには「テレビが映らなくなり、液晶画面が割れていることがわかった。外的要因のため保証できないと言われた。」など、テレビ画面の破損や故障に関する相談が過去 5 年あまりで 823 件寄せられました。

同センターHP ではテレビ画面の破損に関し、実施したテスト事例を公表しています。

写真、画面が破損したテレビの例



(国民生活センター商品テスト結果)

商品テスト

- ① テレビ画面に衝撃が加わると、表面よりも内部が大きく破損することがあるほか、電源を切った状態では破損を認識することができませんでした。
- ② 取扱説明書には、テレビの設置・移設の際、画面を持たない、握らないなどの注意書きがみられました。
- ③ テレビには放熱のための通風孔や隙間があり、異物や水が内部に浸入する可能性がありました。

～アドバイス～

- テレビの画面に衝撃が加わると表面に傷はなくても内部が割れることがあります。画面に衝撃を与えないよう十分注意しましょう。
- 事業者に依頼して引っ越しやテレビを設置する場合は、事業者立ち会いの下、テレビの電源を入れて異常がないか確認しましょう。また、配送後はそのまま保管せず、すぐにテレビの状態を確認しましょう。
- テレビの通風孔や隙間に異物や水分が入らないよう注意しましょう。
- 使用上の過失等による画面の破損は一般的な保証では対象に含まれません。テレビ購入の際は保証内容をよく確認し、必要に応じて物損に対応した保証や保険の加入を検討しましょう。

～参考：国民生活センターHP～

消費生活関連

9月中旬に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「お宅のお母さんから健康食品に興味があると言われたので再度電話をした。」と業者から電話があった。母は2年前から施設に入所しているので、あり得ない。嘘だと思う。
- ・光回線の事で話があると言われ、私が自身のホームページを11か月間見ていないことで連絡をしたと説明された。ネット関係に詳しい人がいる3時間後に再度電話をされると言われたが、勧誘先に業者名をしつこく聞いたが、最後まで業者名を名乗らないで電話を切られた。
- ・「いつもお買い上げありがとうございます。10万円以上の羽毛布団を買っていただいた方々に電話をしています。」と言われた。この業者から羽毛布団を買ったことはないので断った。
- ・「電気料金を安くするため資料を郵送する。」と電話で言われ、断ると「家族は見ませんか?」と、こちらの住所を無理やり聞いてくるので、電話を切った。他「自宅で電力を作れる」等の電話1件。
- ・不用品買取業者のようだが、「古本、雑誌を玄関前に置いていれば取りに行く。」という電話。
- ・「家に着なくなった服はないか?」ということ聞いてくる、リサイクル業者からの電話があった。
- ・「火災保険の見直しについて。」と電話があった。

訪問販売

- ・庭木の剪定, 樹木の伐採をするという業者が訪問して来た。



訪問購入

- ・庭先で植木の手入れをしていたら「〇〇市から来ました。食器, 衣類, アクセサリー類など, 何でも買い取ります。」と声をかけられた。「何も無いです。」と断ったところ、「何でもいいのです。〇〇市から来たのですよ!」としつこく言われ、何度も断っているのに帰ってくれなかった。

その他

- ・「お客様が不在のため, お荷物を持ち帰りました。」という不審なメールがあった。「こちらにてご確認下さい。」とURLが記載されている。
- ・「化粧品を購入したお客様に限り, ダイレクトメールを郵送しました。」とショートメールが届いた。「配信停止はこちら」とURLが記載してあった。以前に購入した商品だったが, 関わりたくないもので, 届いたメールは削除した。
- ・「街の便利屋さん」という便利屋サービスをしている業者のチラシがポストに入っていた。自宅近くに店舗がオープンしたのかと思ったら, 住所地の記載は無く, フリーダイヤルの電話番号しか書かれていなかった。

消費生活相談員からのコメント

季節柄, 庭の植木などの伐採や剪定をする業者の訪問があったと報告がありました。訪問販売では事業者は, 商品やサービスの種類, 販売価格, 支払時期及び支払方法, 商品等の引渡時期, 契約先業者名・住所・電話番号, クーリング・オフを記載した書面の交付義務があります。まず書面を受取り, 契約内容が明確であることが消費者トラブルを防ぐ第一歩になります。悪質な場合には作業を断ることが前提ですが, 強引な場合は警察に通報してください。

食品の品質表示

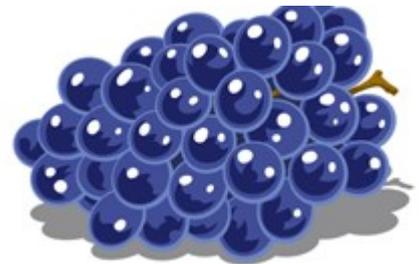
9月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈9月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	ピーマン	名称・産地	22	有	22
		ぶどう			無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
		鶏肉			無	0
	畜産物	鶏肉	名称・産地	22	有	22
					無	0
加工食品		豆腐	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11
					無	0

◆報告

- ・ピーマンは、晴天が続き地場産が安くなるかと思っていたが、値段はいつもと同じでした。
- ・ぶどうは、シャインマスカットが高かったが、買って食べてみたら美味しかった。
- ・ぶどうは旬なので、種類が豊富に販売されていた。
- ・ぶどう「藤稔」を購入してみたが、見た目はよかったが、洗おうと触ったら柔らかく下の方が潰れていました。
- ・ぶどう「藤稔」を買ったが値段もそれなりに高かったのに、洗おうとしたら。ポロポロ落ちて小さな黒い虫も飛んでいてがっかりした。
- ・鶏肉は、国内産、メキシコ産が販売されていた。
- ・豆腐の原材料表示は、以前は原産国名を記載しなくてもよかったが、今年はカナダ・アメリカと国名がありました。



消費生活相談員のコメント

報告の中ではぶどうに関するコメントが多く、旬の果物では種類も豊富(90種類位)のようです。「藤稔(ふじみのり)」を調べてみると、黒ブドウの王様と呼ばれるピオーネを交配育成した新しい品種で、大きな粒が特徴でボリューム感たっぷりの、人気急上昇中の贅沢なぶどうとありました。豆腐の原材料の表示については(原料原産地表示の対象となる加工食品)、国内で製造したすべての加工食品が原料原産地表示の対象になります。ただし輸入品については、原料原産地表示ではなく「原産国名」の表示が必要となりますので、報告頂いた通りです。

～編集後記～

9月29日「第2回大崎市消費生活ウォッチャー会議」を開催しました。新年度を迎えてから半年、皆さんからは「消費生活ウォッチャーになってからは気を付けて買い物するようになった。知識が豊富になった。」などの感想が寄せられました。皆さんから毎月いただく情報は、市内の方がどのような事業者からどのような勧誘を受けているのか、市内の店舗で販売されている食品の表示が適切であるかといったことを知る重要な情報です。

消費者被害の未然防止のために役立てていきたいと思っています。



※ 第2回
大崎市消費生活ウォッチャー会議

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

消費生活講座を開催しました。



第1回目 8月26日

「終活に必要な法知識～終活にまつわる
消費者トラブル・悪徳商法など～」
講師：弁護士神野直弘氏



第2回目 9月27日

「シニア向けスマホ教室」

基本操作・スマートフォンとは？

インターネット・安全・安心便利なアプリ活用

不当請求・災害対策アプリ紹介等」

講師：KDDI(株)認定講師

令和4年10月28日 発行